

2021年12月7日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL : 03-3451-8591)

アジアインベストメントファンドらから受領した質問状に対する当社の対応方針等について

当社は、2021年12月3日、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンドと総称して、以下「アジアインベストメントファンドら」又は「同社ら」といいます。）から質問状（以下「本質問状」といいます。）を受領いたしました。本質問状の内容については、2021年12月3日付け「株式会社東京機械製作所の筆頭株主である当社らの今後の方針について」と題するプレスリリース（以下「2021年12月3日付けプレスリリース」といいます。）においてアジア開発キャピタルが同社のホームページで公表しておりますが、本質問状に対する当社の対応方針等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本質問状に対する当社の対応方針等について

当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株主の皆様との間で建設的な対話を行っており、今後も、アジアインベストメントファンドらを含む株主の皆様との間で継続的な対話を行ってまいります。アジアインベストメントファンドらもあくまでも当社の一株主であるため、他の株主の皆様との関係で、公平な対応をさせていただくことが適切であると考えております。したがって、当社としては、2021年8月6日の当社取締役会において導入を決議したアジアインベストメントファンドらによる当社株式を対象とする買集め行為（以下「本買集め」といいます。）を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の手續を離れて、法令又は当社が上場する金融商品取引所規則等に従って当社が開示すべき情報を超えて、アジアインベストメントファンドらからの個別の質問に対してのみ、その都度回答することは予定しておりません。

なお、当社は、2021年10月11日付けプレスリリース「当社機関投資家株主との対話状況に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、2022年1月を目途に新たな定量的目標を伴う中長期的

な事業計画を策定する予定であり、現在、その策定作業に注力しております。かかる中長期的な事業計画を開示させていただくことで、株主の皆様に対して、当社経営陣の経営方針や具体的な取組み等をお知らせすることを予定しております。

なお、本質問状においては、アジアインベストメントファンドらによる出所及び真偽不明の情報に基づく質問も記載されております。ちなみに、(アジアインベストメントファンドら関係者からの) 内部告発と称する情報等の出所及び真偽不明の情報についても、当社に種々届いておりますが、当社としては、上場会社であるアジア開発キャピタルの株主の皆様や投資家を惑わせたり、混乱させる可能性がある合理的根拠のない出所及び真偽不明の情報をその都度公表することにより、金融商品取引法 158 条所定の「風説の流布」に抵触しかねない行為を行うことは、そもそも上場会社として極めて不適切であると考えているところであり、同様に、アジアインベストメントファンドらによる出所及び真偽不明の情報に基づく質問についても、法令又は当社が上場する金融商品取引所規則等に従って当社が開示すべきである場合を除き、その都度回答をすることは、そのような情報を却って無用に拡散させて、徒に当社株主の皆様や投資家を惑わせたり、混乱させかねないことから、基本的には適切ではないと考えております。したがって、当社が、そのような出所及び真偽不明の情報について、その都度特に回答や反論等をしないことは、かかる情報を当社が真実と認めたということを何ら意味するものではありませんので、この点、ご留意ください。

なお、アジアインベストメントファンドらは、当社が 2021 年 8 月 30 日付けで適時開示を行った、当社の連結子会社である東機不動産株式会社が保有する固定資産の譲渡（以下「本固定資産譲渡」といいます。）が、買収防衛策としての焦土作戦であり、同じく希望退職者の募集（以下「本希望退職者の募集」といいます。）が買収防衛策としてのティン・パラシュートであるとの疑念があるとして、本質問状を含め、再三に亘って、これらに関する事項について執拗に当社に質問等をしてきております。これらのアジアインベストメントファンドらの主張等については、既に、当社の 2021 年 9 月 3 日付けプレスリリース「アジア開発キャピタル株式会社が公表した 2021 年 9 月 2 日付け『株式会社東京機械製作所の 2021 年 8 月 30 日付け固定資産譲渡及び特別退職金支出に係る適時開示に対する当社の見解』に対する当社の見解（反論）について」において詳細に反論しておりますとおり、全くの事実誤認に基づく言いがかりとしか言いようのないものであり、2021 年 11 月 18 日付けの最高裁判所決定により正当として是認された 2021 年 11 月 9 日付けの東京高等裁判所決定も、本固定資産譲渡及び本希望退職者の募集については、いずれも、アジアインベストメントファンドらによる本買集めの開始前である 2021 年 4 月又は 5 月から当社取締役会で検討されていたことから、不当な買収防衛策の一環ではないとして、アジアインベストメントファンドらが裁判所において展開していた上記主張等と同様の主張を明確に排斥しています。このように、アジアインベストメントファンドらが、裁判所により正面から否定され、それが最高裁判所においても確定している全くの事実誤認に基づく言いがかり

的主張を（質問等の体裁をとる等して）未だに繰り返し、当社があたかも不当なことを行っているかのような悪質な印象操作を続けていることは、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損するものであって、到底看過することができないものではありません。そのため、当社は、本日、アジアインベストメントファンドらに対し、このような既に裁判所においても根拠がないものと認定された言いがかり的主張等（質問等の体裁をとるものを含みます。）を、それと知りつつこれ以上繰り返すことは、金融商品取引法 158 条所定の「風説の流布」に抵触する行為であって、今後厳に差し控えるよう書簡をもって強く警告いたしましたので、併せてお知らせいたします。

2. アジアインベストメントファンドらによる大量保有報告書等の虚偽記載の疑義について

2021 年 12 月 3 日付けプレスリリースにおいて、アジアインベストメントファンドらは、株券等保有割合を 32.72%以下まで減少させた後速やかに、取締役の選解任等を目的事項とする臨時株主総会招集請求をする旨の「予告」をしております（なお、下記 3. からも明らかなおり、アジアインベストメントファンドらは、2021 年 8 月 30 日から 6 ヶ月の期間につき臨時株主総会招集請求権を行使しない旨を誓約しているところであり、当該期間中に臨時株主総会招集請求権を行使することは誓約違反に該当することになります。）が、アジアインベストメントファンドらが提出している大量保有報告書及びその変更報告書（最終のものは 2021 年 9 月 13 日付け）における当社株式の「保有目的」については、依然として、「支配権の取得。ただし、現時点で発行者〔当社注：当社のことを指します。〕に取締役候補者を派遣することは予定していない」と記載されていることから、この点について大量保有報告書及びその変更報告書の虚偽記載の疑いがありますので、当社は、監督当局への情報提供等の必要な措置を講じる予定です。

3. アジアインベストメントファンドらによる誓約の遵守状況の確認について

2021 年 11 月 25 日付けプレスリリース「（開示事項の経過）新株予約権の無償割当ての実行の中止に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、アジアインベストメントファンドらが、①同社ら及びその関係者が、今後、本対応方針に定義される大規模買付行為等（当該定義における「議決権割合」又は「株券等保有割合」の「20%」については「32.72%」に読み換えられる。）を実施せず、かつ②同社らの株券等保有割合（本新株予約権発行要項第 10 項(a)に定める非適格者に該当する者を共同保有者とみなして算定を行う等の所要の調整を行う。）を 2021 年 8 月 30 日から 6 ヶ月以内（即ち、2022 年 2 月末日まで）に 32.72%以下まで減少させる（当該期間においては、臨時株主総会招集請求権を行使しない）ことを誓約する旨の書面を差し入れ、さらに③同社らは、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後も含め、何らの条件等を付すことなく、その文言どおりの意味において、これを不可撤回的に誓約（以下「本誓約」といいます。）したこと等から、アジアインベストメントファンドらが本誓約に違反したときには、当社が、改めて株主総会の決議を経ることなく、当社取締役会限りで、アジアインベストメントファンドらに対して、2021 年 8 月 30 日に当社取締役

会で決議した第1回A新株予約権（当該決議後の訂正内容及び未確定事項の確定内容を含み、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）と同様の対抗措置を講じる場合があることを前提として、現在、本新株予約権の無償割当ての実行を中止している状態にあります。

当社としては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるためには、アジアインベストメントファンドらが、2021年10月22日に開催された当社臨時株主総会（株主意思確認総会）において、当社の一般株主の皆様が、アジアインベストメントファンドらによる大規模買付行為等が当社の「企業価値のき損ひいては株主の共同利益を害することになる」と判断したこと、及び2021年11月18日付けの最高裁判所決定により正当として是認された2021年11月9日付けの東京高裁決定において、アジアインベストメントファンドらは当社からの「質問に対しても、具体的な経営方針を明らかにせず、『現経営陣の皆様と議論を重ねながら株主総会における議決権を適切に行使することを通じて当社の企業価値・株式価値を向上することができる』等の抽象的な受け答えを繰り返しながら、当社株式の取得を市場内で急速に進めていったことに照らすと、アジアインベストメントファンドの経営支配権の取得によって、当社の会社の企業価値がき損され、ひいては株主の共同利益が害されるおそれがあり、当社はそれを防止する措置をとる必要（目的）があったものと認められる」等と認定されたことを真摯に受け止め、本誓約について誠実に遵守することが先決であると考えており、本誓約の遵守状況（本対応方針の大規模買付行為等の定義において規定されている「特定株主グループ」による当社株式の保有状況を含みます。）について継続して確認を行ってまいります。また、かかる遵守状況について疑義が生じた場合には、速やかに開示してまいります。

以 上